





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年3月31日(木) 号 外(第10号)

### ■ 目 次

	ペーシ
病院管理規程	
○群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程(総務課)	2
○群馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程(同)	2
○群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程(同)	2
○群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(同)	3
○群馬県病院事業職員旅費規程の一部を改正する規程(同)	3
○群馬県病院局職員就業規程の一部を改正する規程(同)	4
○群馬県病院局の処務等に関する規程の一部を改正する規程(同)	4
○群馬県病院局職員の安全及び健康管理に関する規程の一部を改正する規程(同)	4
○群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(同)	4
○群馬県病院局公文書管理規程の一部を改正する規程(同)	5

令和四年三月三十一日

### 病院管 理規程

群 令和四年三月三十一日;馬県病院局組織規程の 一部を改正する規程をここに公布する。

群馬県知事 Ш 本 太

### 群馬県病院管理規程第三号

に改正する。 :馬県病院局組織規程(平成十五年群馬県病院管理規程第二号)群馬県病院局組織規程の一部を改正する規程 の一部を次のよう

第二項中「総務課」を「経営戦略課」に改める。 画係」を加え、「病院改革・DX推進係」を「業務改善・DX推進係」に改め、 第三条第一項中「総務課」を「経営戦略課」に改め、 「財務係」の下に「、 め、同条の戦略企

第六条第一項及び第二項中「総務課」を「経営戦略課」 に改める

令和四年四月一日から施行する。

この規程は、

|馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程をここに公布する。

群馬県知事 Ш 本 太

# 群馬県病院管理規程第四号

ように改正する 群馬県病院局職務権限規程 県病院局職務権限規程(平成十五年群馬県病院管理規程第三号)群馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程 0) 一部を次

条並びに別表第二病院局長の項及び総務課長の項中「総務課長」を「経営戦略課長」第二条第五号、第四条、第九条第一項、第十条第一項、第十五条第二項及び第十六 に改める。 第十五条第二項及び第十六

別表第四病院局長の項第二十三号一及び四並びに第二十四号一及び四中別表第三企業出納員の項中「総務課」を「経営戦略課」に改める。 「総務課

長

専決」 を 「経営戦略課長専決」 に改め、 同表総務課長の項中 総務課長 を

課経営戦略 に改め、 同 .項第二十四号一及び三並びに第二十五号一及び三中 総

別表第五並びに別表第六年次有給休暇の項及び職務専念義務の免除の項中務課長専決」を「経営戦略課長専決」に改める。 「総務課

> この規程は、附則 を「経営戦略課長」に改める。 令和四年四月一日 から施行する。

馬県病院局財務規程の 部を改正する規程をここに公布する。

令和四年三月三十一日

群

馬県知 事 Ш 本

太

## 群馬県病院管理規程第五号

に改正する。 群馬県病院局財務規程(平成十五年群馬県病院管理規程第五号)群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程 の 部 を次のよう

第三条第一項中 第二条第九号中 「病院局総務課財務係長」を「病院局経営戦略課財務係長」に 「総務課長」を「経営戦略課長」に改める。

第四条第二項の表中「総務課長」を「経営戦略課長」に改め、 同条第三項中

総務課」を「県庁経営戦略課」に改める。 「県庁

施行令(昭和五十七年政令第四十号)第五条第一項に規定する休日をいう。以下同十九号)第十五条第一項に規定する休日をいう。以下同じ。)」に改め、「(銀行法第三十四条第四項ただし書中「土曜日」を「休日(銀行法(昭和五十六年法律第五 じ。)」を削る。 第五条第一項及び第十三条第二項中「総務課長」を「経営戦略課長」に改める。

第百十四条第一項第一号中「をする」を「(単価契約及び長期継続契約を除く。理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第二項を削る。 第一項中「第二百三十一条の二第六項」を「第二百三十一条の二の二」に、「指第三十八条の二の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、 、「指定と改め、同な 代条

項に次の一号を加える。 る」の下に「場合において、 れに基づいて物品を売り払うことが困難なとき又は」を加え、同項第三号中「契約す める」に改め、同項第二号中「において、」の下に「あらかじめ契約書を作成し、こ について、当該契約の性質又は目的により契約書の作成を省略しても支障がないと認 契約書を作成する必要がないと認められる」を加え、 同

国が認可した約款又は特約に基づく保険の契約をするとき。

第 五

用するソフトウェアを含む。 定する規則等で定める契約は、機械器具(電子計算機又は情報通信機器において使善群馬県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条第一号に規 百十五条の二第一項中「規則」を「規則等」に改め、同条に次の二項を加える。 以下同じ。)、 設備又は車両の借入れに関する契約と

3 定する規則等で定める契約は、次に掲げるものとする。 群馬県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条第二号に規

77 和 4	# 平 3 月 3 1	口(小	)			<b>## /**</b>	<u> </u>	<u> </u>					7	71(	新!	<del>05</del> )
	リコ族之為ストニチュのリコ族之為ストロチャでの現です。 別記様式第五十七号中「雜馮海渤 沼	こ に改める。	別記様式第五十号中「企業圧勢」「企業圧勢」	別記様式第三十四号中「群馬県病院局総務課」を「群馬県病院局経営戦略課」に改める。	- に改める。	領収目付印		出納取扱金融機関領収印   領収日付印		別記様式第三十二号の二中           を削り、		別記様式第三十三号中「群馬県病院局総務課」を「群馬県病院局経営機器課」に改別記様式第三十二号中「群馬県病院局総務課」を「群馬県病院局経営機器課」に改める。	リ門最大等に一分口「タッステーヨロロートンド「ママルルルルサーサロロードになう)。 る納付事務の取扱いに関する契約	五 指定納付受託者と締結する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定す四 ソフトヴェアに関する使用記試考系	コール・フェア に関する契約 三 複写に係る役務の提供に関する契約	二 庁舎又は施設の警備、清掃又は案内に関する業務を委託する契約 一 機械器具又は設備の運用又は管理に関する業務を委託する契約
L		この規程は、令和四年四月一日から施行する。	· 分 I の I 五		に・丘」と「百分の百七十二・丘」と、「百分の九十二・丘」と「百分の第二十九条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「一に改める。 第二十一第十二第三第第七項から第九項まで」を「第三条第六項から	等にしていています。 いちしもいでした「等になられている」とは、「第三条第九項」を「第三条第八項」に改める。 第二条第七項」を「第三条第七項」を「第三条第六項」に、「第三条第八項」な	の一部を次のように改正する。群馬県病院事業職員の給与に関する規程(平成十五年群馬県病院管理場群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程群馬県病院管理規程第六号	令和四年三月三十一日 群馬県知事 山 本	群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに		定を受けている者による納付については、なお従前の例による。  2 この財籍の旅行の目において野に改正前の第三十八条の二第一項の第	- 10見程)延行)日において見て女正竹)ぎにつしたりに等っての規程は、令和四年四月一日から施行する。 附 則	改める。	(契約担当者)		(契約担当者)

らめる。 定を受けている者による納付については、なお従前の例による。 この規程の施行の日において現に改正前の第三十八条の二第一項の規定による指 この規程は、令和四年四月一日から施行する。附 則 (契約担当者) (契約担当 辨

に

を

令和四年三月三十一日 馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

群馬県知事 Щ 本

太

### 馬県病院管理規程第六号

群馬県病院事業職員の給与に関する規程(平成十五年群馬県病院管理規程第九号)群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 部を次のように改正する。

項」に、「第三条第九項」を「第三条第八項」に改める。第六条中「第三条第七項」を「第三条第六項」に、「第三条第八項」を「第三条第

と改める。 第二十一条中「第三条第七項から第九項まで」を「第三条第六項から第八項まで」

・五」を「百分の五十七・五」に改める。 百分の六十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に、 条第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の六十二・五」を ・五」を「百分の百六十二・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に改め、 第二十九条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の百五十 「百分の五十

太

### 馬県病院管理規程第七号

のように改正する。 群馬県病院事業職員旅費規程 (平成十五年群馬県病院管理規程第十号)の一部を次 「経営戦

課長」に改める。 第三条並びに別表第一病院局長の項及び総務課長の項中 「総務課長」を

この規程は、 令和四年四月一日から施行する。

群馬県病院局職員就業規程 令和四年三月三十一日 の 部を改正する規程をここに公布する。

本

太

### 群馬県知事 Ш

# 群馬県病院管理規程第八号

のように改正する。 ;馬県病院局職員就業規程 群馬県病院局職員就業規程の一部を改正する規程 (平成十五年群馬県病院管理規程第十一号) 0) 部 を次

第十号とし、 の次に次の一号を加える。 第三条第四項を削り、 第六号を第九号とし、 同条第五項中「前二項」 第五号を第八号とし、 を「前項」に改め、 第四号を第六号とし、 同項中第七号を 同号

第三条第五項第三号の次に次の二号を加え、同項を同条第四項とする。 七 午前九時十五分から午後零時まで及び午後一時から午後六時まで

五四 午前八時四十五分から午後零時まで及び午後一時から午後五時三十分まで午前八時十五分から午後零時まで及び午後一時から午後五時まで

七項を第六項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げる。 第七条中「第三条第七項」を「第三条第六項」に、「第三条第八項」 第三条第六項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、 を 「第三条第 同条中第

則 「第三条第九項」を「第三条第八項」に改める。

令和四年四月一日から施行する。

この規程は、

群馬県病院局の処務等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。 令 和四年三月三十一日

群馬県知事 Ш 本 太

### 群馬県病院管理規程第九号

別表管理者印の項、病院局長印の項、部を次のように改正する。群馬県病院局の処務等に関する規程 :県病院局の処務等に関する規程(平成十五年群馬県病院管理規程第十三群馬県病院局の処務等に関する規程の一部を改正する規程 三号)

病院局印の項中「病院局総務課」を「病院局

経営戦略課長印」に、

経営戦略課」に改め、

同表病院局総務課長印の項中「病院局総務課長印」を

病院局総務課

群 馬 県 院 病 局 総務課長

を

群 馬 県 病 院 局 経営戦略課長 略課 病院局経営戦

に改める。

この規程は、附則 令和四年四 月 日 から施行する。

公布する。 群馬県病院局職員の安全及び健康管理に関する規程 の一 部を改正する規程をここに

令和四年三月三十一日

## 群馬県病院管理規程第十号

群馬県病院局職員の安全及び健康管理に関する規程の一部を改正する規程

群馬県知

事

Ш

本

太

規程第三号)の一部を次のように改正する。 群馬県病院局職員の安全及び健康管理に関する規程 (平成) 一十一年群馬県病院管理

第六条第三項中 「群馬県病院局総務課」を 「群馬県病院局経営戦略課」 に改める

この規程は、 令和四年四月一日から施行する。

公布する。 群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに

令和四年三月三十一日

の

群馬県知事 Ш 本 太

### 群馬県病院管理規程第十一号

第一号)の一部を次のように改正する。群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程(令和二年群馬県病院管理規程群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

この規程は、附則 第十四条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に改める。

令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日群馬県病院局公文書管理規程の 一部を改正する規程をここに公布する。

群馬県知事 Ш 本 太

### 群馬県病院管理規程第十二号 群馬県病院局公文書管理規程の一部を改正する規程

ように改正する。 群馬県病院局公文書管理規程(令和三年群馬県病院管理規程第六号)の 一部を次の

第二条第一項第一号中「総務課」を「経営戦略課」に改める。

戦略課長」に改める。 第三条(見出しを含む。)及び第四条(見出しを含む。)中「総務課長」を 「経営

第六条、第十条及び第十一条中「総務課長」を「経営戦略課長」に改める。務課長」を「経営戦略課長」に改める。 別表中、 第五条第一項中「総務課」を「経営戦略課」に改め、 同条第二項及び第三項中 総

この規程は、附則 令和四年四月一日から施行する。

「病院局総務課」を「病院局経営戦略課」に、

「病総」を「病経」に改める。

毎週火、金曜日発行

発 行 **群 馬 県** 

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111